

令和元年 10 月 17 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 3 項 1 号に基づき、J B C タイムキーパーである河島太（ライセンス No.46388）氏を、嚴重注意処分とする。

理由： J B C タイムキーパー河島太氏は、令和元年 9 月 23 日福岡県久留米市で行われたノンタイトル 6 回戦の第 2 ラウンドにおいて、チーフタイムキーパーの荒巻浩治氏がタイム計測を誤った際、同じくタイムキーパーとして荒巻氏の隣に着席していなければならないところ、席を離れ進行業務の補佐に従事していた。

このことはタイム計測ミスの再発防止策であるタイムキーパー 2 名体制に違背する行為であり、当財団は河島太氏を嚴重注意処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション